

先合併企業ごとの処理等に関するお問い合わせ

名 称	電話番号	所在地	所在地
東洋糸糸会社の会員に 向けること	6630-3271 6630-3265 6630-3284	内閣府大臣官邸 おへのラジアス 内閣府大臣官邸	(ホームページ) http://www.city.osaka.lg.jp/kantei/index.htm
一般財政事物に関するこ と			
産業政策局に因るること			
●平成薬業・一般商薬物の取扱・販賣等に関するこ と	6418-5311	愛知県立農業試験場 大正通支所	(ホームページ) http://www.osakalpt.or.jp
●一般財政事物の問題に関する相談及びマニフェスト導入先	6943-4016	中央合同庁舎第15 中央合同庁舎第8F	(ホームページ) http://www.o-senpaku.or.jp
●平成薬業・一般商薬物(紙・瓶・缶等)に関するこ と			
●大阪府立サイウル事業振興組合	6942-6780	中央合同庁舎第1・2 中央合同庁舎第10F	(ホームページ) http://www.orbc.or.jp
国税庁組合			
●大阪府立国際農業研究センター化農組合	6191-6432	中央区虎ノ門1-4-2 汐見川ビル2F	(ホームページ) http://www.pure.no.jp/~atsei/~honbu.htm
●大阪府立生産・流通業振興組合	6351-6700	中央区虎ノ門2-10-16 虎之門ヒルズB1	(ホームページ) http://www.daiishiyo.or.jp
●古紙の新規等に関するこ と	03-3537-6922	東京都中央区八重洲3-10-9 丸の内ビルヂング4F	(ホームページ) http://www.wprdc.or.jp
明治法、古紙再生センター			

改定前GtCは、1993年に改定され、改定後GtCは、1995年に改定された。改定後GtCでは、改定前GtCと比較して、規制範囲が拡大し、規制の厳しさが強化された。改定後GtCでは、改定前GtCと比較して、規制範囲が拡大し、規制の厳しさが強化された。

3F(スリーアール)の取組みを推進してください

〒545-8550 大阪市東住吉区方筋町1-1あべのルシス13階 電話 6630-3221 fax 6630-3542
編集・発行 大阪市環境局環境部一級建築物指揮課

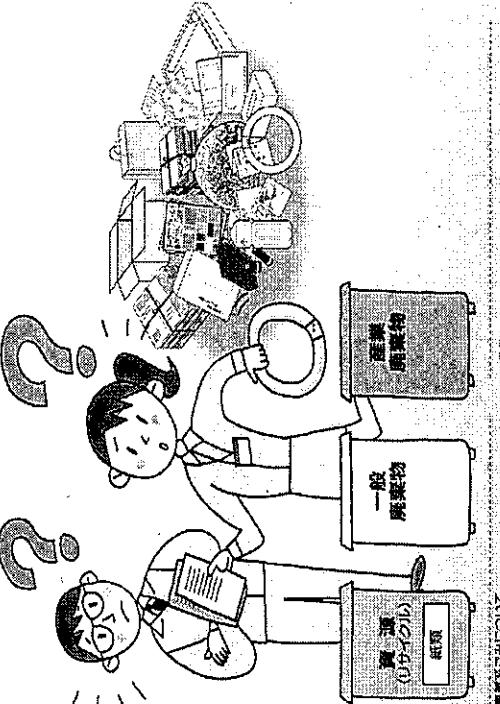
卷之三

事業系ごみの 分け方・出し方

事業者の皆さまへ

改訂版

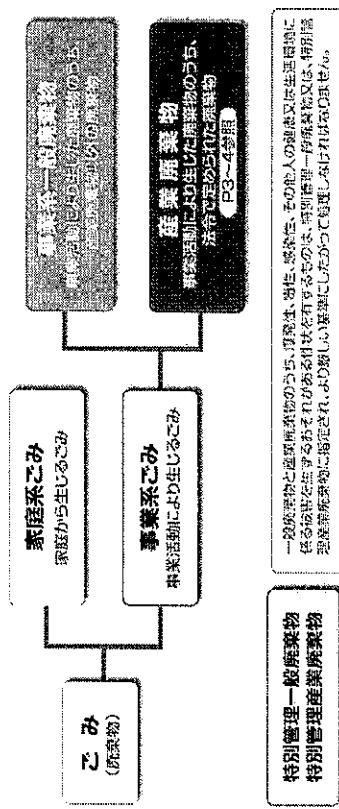
平成25年10月から資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します



大阪市環境局

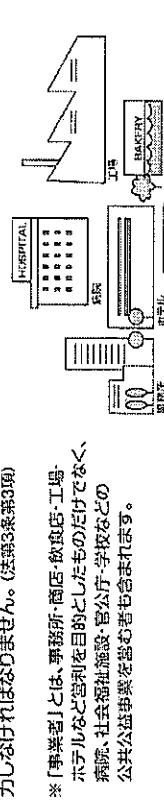
事業系ごみについて

ごみには、家庭から生じるごみ（家庭系ごみ）と事業系一般廃棄物があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



排出事業者責任について

- 廃棄物処理法では「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。（廃棄物処理法（以下法））第3条第1項）
- 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。（法第3条第2項）



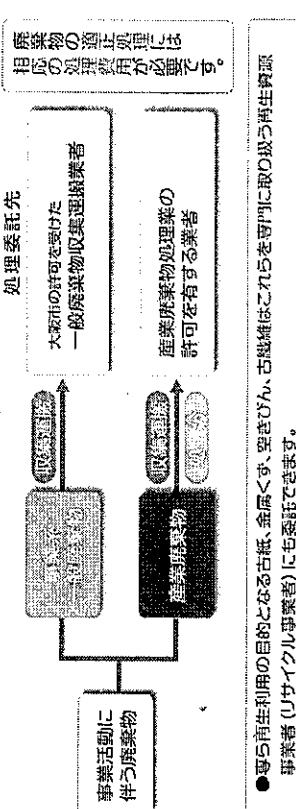
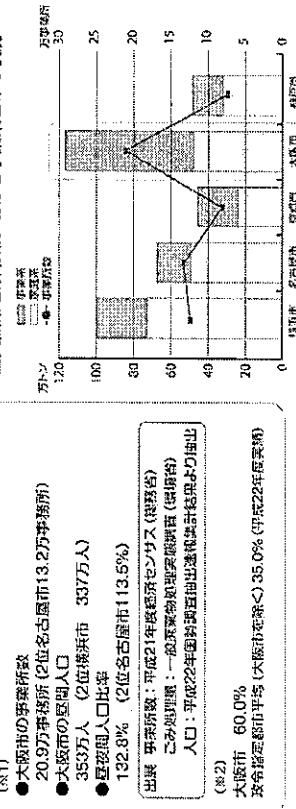
大阪市では、近年ごみ処理（焼却）量は減少していますが、ごみ処理量に占める事業系ごみ（一般廃棄物）の中でも事業所数や屋間流入人口が最も多く（※1）、ごみ処理量に占める事業系ごみ（一般廃棄物）の割合が約6割に達しており、全国平均の約割を大きく上回っています。

大阪市における事業系一般廃棄物の現状について

大阪市では、近年ごみ処理（焼却）量は減少していますが、ごみ処理量に占める事業系ごみ（一般廃棄物）の中でも事業所数や屋間流入人口が最も多く（※1）、ごみ処理量に占める事業系ごみ（一般廃棄物）の割合が約6割に達しており、全国平均の約割を大きく上回っています。

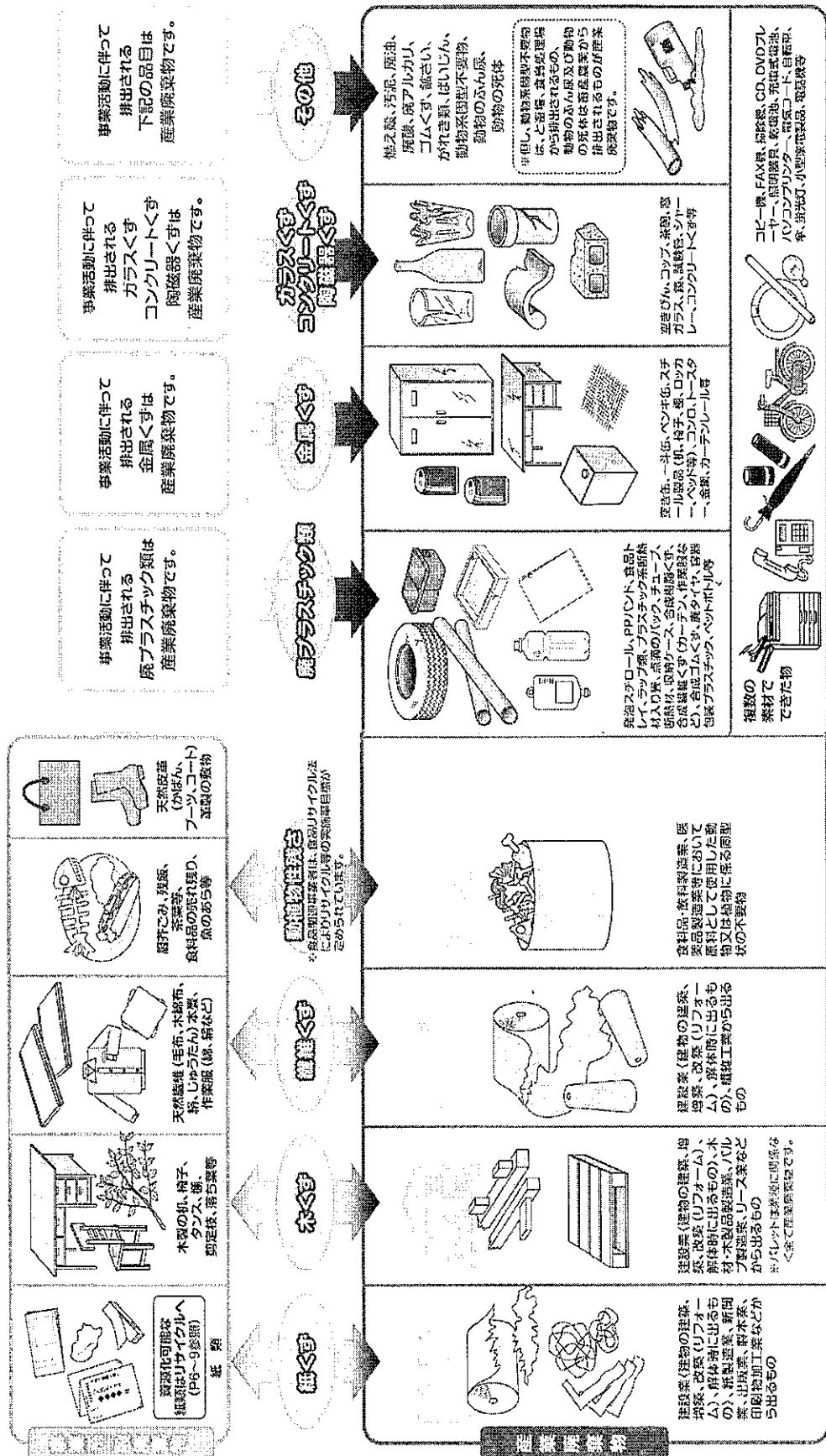
適正区分・適正処理とは

- 適正区分
事業活動に伴つて生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、それを適正に処理すること。
- 適正処理
適正に区分された廃棄物（事業系一般廃棄物と産業廃棄物）を自ら処理するか、又は他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理すること。

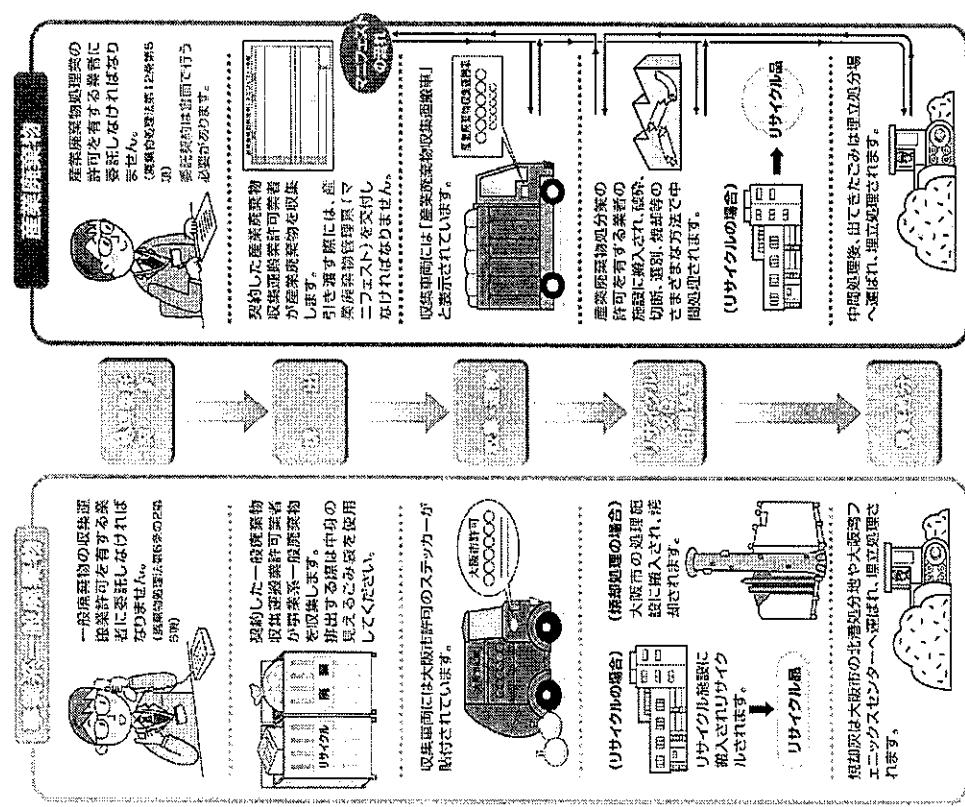


通正区に分けて

弊社にてお手配いたします。



リサイクル又は廃棄処理を委託する場合の流れ

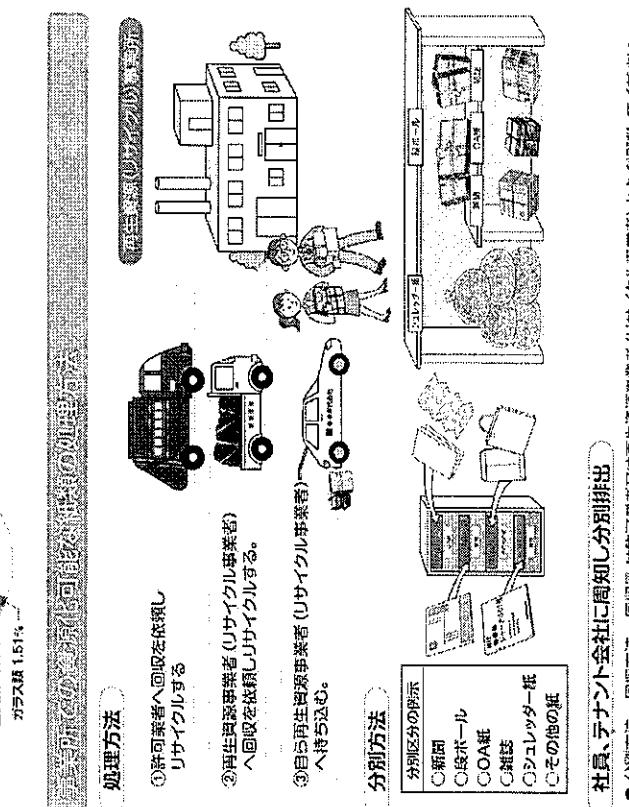
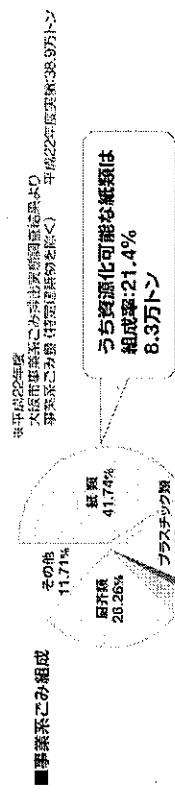


リサイクルについて

現在、大阪市の焼却工場で処理される事業系ごみの約41.7%が「紙類」でそのうち資源化可能な紙類が約21.4%（8.3万トン）含まれていると考えられます。

このような状況から大阪市では平成23年10月1日から資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、事業者のリサイクルに向けた取組を促進します。

「地域調査の保全」「限りある天然資源の有効活用」といった観点から、積極的に紙ごみの減量とリサイクルに取り組みましょう。



社員・テナント会社に周知・分別排出

● 分別方法、回収方法、回収量は許可業者又は再生資源事業者（リサイクル事業者）とよく相談してください。
● 分別方法を決定し、分別容器・分別場所を保管しましょう。
● 分別方法やリサイクルに向かない紙（P8参照）について、社員・テナント会社に周知徹底してください。

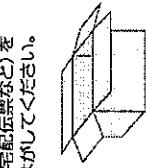


資源化(リサイクル)可能な紙

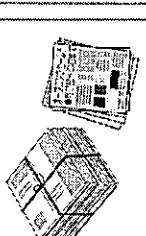
①新聞
折込広告含む



②段ボール
粘着テープ・カーボン紙
(宛配伝票など)を
はがしてください。



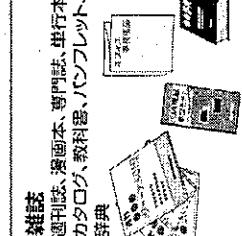
③紙パック



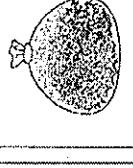
④OA紙
コピー用紙、
コンピュータ用紙
や機器部品が含まれるもの



⑤雑誌
定期誌、漫画本、専門誌、単行本、
カタログ、教科書、パンフレット、
辞典



⑥シュレッタ紙
包装紙も含む。



⑦その他の紙
包装紙、葉子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、封筒
(はがき類がある場合は焼いてください)、紙袋、名刺
封筒は焼いてください。



紙以外の素材
・段ボールは粘着テープ・カーボン紙(宛配伝票など)をはがしてください。
・アルミニウムは焼いてください。
・シートはこすりで確認。黒くなったら燃熱紙(燃用品)。
・光沢のある紙は、墨をちぎって確認。裏面にビニールが見えたらラミネート紙(燃用品)。
・糊部分の良いリサイクルのために糊を取めてください。

! 分別時のポイント

